「北海道高等学校定時制・通信制パワーアップ事業」実施要綱

(令和5年(2023年)4月12日高校教育課長決定)

1 目的

定時制・通信制課程では、様々な入学動機や学習歴を持つ者が学んでいることを踏まえ、 多様なニーズに対応した本道の定時制・通信制教育の改善・充実に資する実践研究を行 う。

2 研究推進校の指定等

(1) 研究推進校等の指定

社会や生徒の多様なニーズに応じた定時制・通信制教育の改善・充実を図るための 実践研究に取り組む高等学校 2 校程度を研究推進校(以下「推進校」という。)に指定 する。

なお、推進校は、定時制・通信制課程の道立高等学校とし、必要に応じて研究協力校 (以下「協力校」という。)を1~2校置くことができる。

(2) 指定期間

令和5年度(2023年度)の1年間とする。

(3) 指定の手続き

ア 推進校の指定を希望する道立高等学校長は、推進計画書と所要経費一覧を作成し、 所定の期日までに所轄の教育局を経由の上、学校教育局高校教育課長(以下「高校教育課長」という。)に提出するものとする。

- イ 高校教育課長は、提出のあった推進計画書等をもとに推進校を決定する。
- ウ 高校教育課長は、推進校の指定について所轄の教育局長を経由して、当該校に通知 する。

(4) 推進校における取組

推進校は、次に示す実践研究課題のいずれかについて研究を行う。

- ア 特別な教育的支援を必要とする生徒への指導の充実
 - ・特別な教育的支援を必要とする生徒への支援体制の構築
 - ・特別な教育的支援を必要とする生徒への指導内容・方法及び評価方法の改善・充実
 - ・その他、特別な教育的支援を必要とする生徒への指導の充実に資する取組
- イ 通信教育の改善・充実
 - ・添削指導・面接指導の改善・充実
 - ・放送その他多様なメディアを利用した指導等の方法の改善・充実
 - ・その他、通信教育の改善・充実に資する取組

(5) 推進校への支援

学校教育局高校教育課(以下「高校教育課」という。)及び所轄の教育局は、推進校における研究が円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

(6) 北海道高等学校定時制・通信制パワーアップ研究協議会

ア 推進校における実践の効果的な実施及び研究成果の普及を図るため、北海道高等学校定時制・通信制パワーアップ研究協議会(以下、「研究協議会」という。)を北海道教育委員会主催で開催する。

- イ 研究協議会は、原則として年1回開催し、推進校における実践の成果と課題等について情報交換や研究協議を行う。
- ウ 研究協議会運営等に必要な事項は、高校教育課長が別に定める。

3 パワーアップ研究部会の編成等

(1) 研究部会の編成

推進校における実践研究を推進するため、推進校及び協力校の教職員、北海道教育委員会等の職員若干名で構成するパワーアップ研究部会(以下「研究部会」という。)を編成することができる。

(2) 研究部会の実施

研究部会は、原則として年2回まで開催することができる。

4 研究成果の報告等

- ・推進校は、各年度末において研究成果の報告書を作成し、所轄の教育局を経由の上、高 校教育課長に提出するものとする。
- ・報告書の提出時期、様式等については、高校教育課長が別途通知する。

5 経費

本事業の実施に要する経費は、予算の範囲内で措置する。

6 是正措置等

- ・ 高校教育課長及び所轄の教育局長は、推進校における研究が、事業の趣旨に反すると認められる場合は、推進校に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- ・ 高校教育課長及び所轄の教育局長は、事業の実施に必要な範囲において、事業の取組状 況や経費の執行に関わる調査を行うことができる。

7 その他

この要綱で定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、高校教育課長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。